

解体工事設計図		新潟県土木部都市局営繕課
建物概要 工事場所 ○○市×××× ×××××× 敷地面積 XX.XXX.XX m ² 用途 △△△△△ 構造・階数 鉄筋コンクリート造 ○階建 ほか●●棟 建築面積 X.XXX.XXm ² (うち解体※.***.**) / 延べ面積 XX.XXX.XXm ² (うち解体※.***.**)		
区域区分	市街化区域	用途地域 ●●●●地域
防火地域	●●●●地域	
その他の区域 騒音規制法による規制 ※あり(第○号区域) ・なし 振動規制法による規制 ※あり(第○号区域) ・なし 臨港地区、景観計画地域(一般地域) 1 必要に応じて、関係法令による地域指定状況などを記入。 ※建物の棟別の詳細は、設計図を参照。		

項目	適用・条件等
1 作業時間等	※指定あり ・ 指定なし (ありの場合の条件) ・騒音、振動規制法による作業禁止日、時間帯(特定建設作業に限る。) ・夜間作業 ※行わない
2 駐車場その他	工事用車両の駐車場 ・ 場内(任意) ・ 図示 資機材の置場所 ・ 場内(任意) ・ 図示
3 着手前対応	※工事に先立ち、周辺住民に対して工事説明を行う。(発注者同席予定) (説明会予定時期・令和 年 月 日 実施時期未定) ※建築物除却 必要(施工者作成とする。)
4 その他施工条件	(1は参考記載のため、各工事条件に併せて記述を変える。) ・本施設の場合では、車両通行に制限があるため、場内の規制にしたがって通行すること。通行にあたり、施設管理者と協議が必要。 ・本工事範囲は基礎解体までとし、杭の撤去は行わない。(詳細は図示。) ・工事時期と同時に、備品等の撤去作業を別途予定している。 解体工事にあたり、備品撤去作業の受注者と十分な調整を行うこと。

- ### 仕様書
- #### I 共通仕様
- 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共仕」という。)により、解体共仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築物工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版」(以下「標準」という。)による。
 - 解体共仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
(1)「工事請負契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係) 建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。
(2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。
(3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。
 - 次の各号に該当する解体共仕の項目について、解体共仕の規定を別表に置き換えて適用する。
(1) 1章 各章共通事項 1節 共通事項 1.1.2 用語の定義の(7)、(9)、(4)
(2) 〃 〃 〃 1.7.1 工事検査の(2)及び(3)
 - 解体共仕の次の項目の規定は適用しない。
1章 1.1.2 用語の定義の(7)
〃 1.7.2 技術検査

別表(建築工事)	項目	置き換え後の解体共仕の規定
(1)	1.1.2 用語の定義	(7)「監督員」とは、約款第10条の規定に基づき受注者に通知された者を行う。 (9)「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県OALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。

(1)	1.1.2 用語の定義 (e)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び電子検査(ただし、②に係る検査を除く。)を含む。 ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡し(の指定部分)に係る工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤必要があると認められたときの臨時検査(約款第50条)
(2)	1.7.1 工事検査 (2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日を受ける。

- ### II 特記仕様
- 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
 - 特記事項に記載の()内の表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図または当該表を示す。特記事項に記載の(標注)内の表示番号は、標注の当該項目、当該図または当該表を示す。
4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。

章	項目	特記事項									
1	1 工事実績情報「七(3)(3)(3)」への登録	※請負工事費 500万円以上の場合は登録する。(1.1.4)									
2	2 監理技術者の要件	・ 工事に係る監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有するもの ・ 建築工事に係る監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有するもので、次のいずれかの要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。 1 建築工事の施工に關し、10年以上の実務経験を有すること。 2 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有すること。									
3	3 電気保安技術者	※要() (1.3.3)									
4	4 解体工事における監督者の要件	※解体工事の施工は、次のいずれかの者の監督の下で実施すること。 1 解体工事施工士 2 解体工事の実務経験が1年以上の者で、建設リサイクル法で定める「技術管理者」の資格要件を有する者。									
5	5 施工条件	※解体共仕によるほか、左記施工条件及び図示による。(1.3.5)									
6	6 交通安全管理(出入りの管理)	※工事現場への出入口には、解体工事期間中、交通誘導員を配置し、公共の交通に支障をあたえないようにしなければならない。又、近接して他の建設工事等が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通安全を固めなければならない。 ※工事現場への車両等を入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損害を与えることなど注意しなければならない。なお損傷させた場合は、直ちに当該管理者の指示により復旧しなければならない。									
7	7 周辺構造物対策	※工事にあたって、周辺地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破壊、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、危害防止のための措置を講じなければならない。									
8	8 公共設備等への対策	※工事による影響があると思われる範囲内の公共埋設物、架空線等の処理等について、十分配慮して工事しなければならない。 公共の埋設物、架空線等に接近して工事を施工する場合は、あらかじめその埋設物、架空線等の関係者と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の保護方法、立金の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法を決定しておかなければならない。									
9	9 発生材の処理	※構外搬出適切処理 発注者に引渡しを要する発生材 ・ PCB含有物 ・ 金属類 ・ 工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るもの (1.3.10)									
10	10 石綿含有建材の事前調査	工事着手に先立ち、目視及び貫する設計図書等により石綿を含有している吹付材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。(1.4.1) 調査範囲 ・ 図示 貫与資料 ・ 図示 分析による石綿含有の調査 ・ 行う(下表による) ・ 行わない <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析方法</th> <th>定量分析方法</th> </tr> <tr> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> </table> 上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合は、監督員と協議すること。	材料名	定性分析方法	定量分析方法	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所
材料名	定性分析方法	定量分析方法									
・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所									
・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所									
11	11 施工数量調査	調査範囲 ・ 図示 調査方法 (1.5.2)									

12	完成図等	※下記のものを作成し提出する。作成方法・部数等は、監督員の指示による。 ・ 案内図及び配置図 ・ 残置物の配置図 ※竣工図 (A3 部) ・ CADデータ ・ 下記図面をCADデータ化し電子媒体にて提出する。作成方法・媒体等は、監督員の指示による。 案内図、配置図、残置物の配置図、その他監督員が指示した図面																				
13	施工図等の取扱	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。																				
14	工事完成写真	工事履行後、整理のうえ監督員に提出する。提出部数 部 工事完成写真は、着手前の敷地全景(敷地の位置は未編で記入)、外部全景4面、内部主要各室、屋外施設その他監督員が必要と認め指示した箇所等とする。																				
15	工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 管轄工事写真撮影要領(令和5年版)」による工事写真撮影ガイドブック(令和5年版)を参考とする。 提出部数 部 印刷物若しくは電子データ(DVD等のメディア)で提出する。																				
2	仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策 ※防音パネル ・ 防音シート ・ 養生シート (2.2.1) 防音パネルの設置範囲と高さ 設置範囲: 高さ: 2 足場その他 「手すり先行工法に関する指針」に基づく足場の設置に当たっては、同「指針」の別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。																				
3	総合仮設計画	※現場作業の安全確保及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承認を受ける。																				
4	監督員用事務所等	・ 監督員事務所 ・ 10 ・ 20 ・ 35 ・ 65 ・ m ² 程度を設ける。(2.3.1) ・ 仮設事務所の中に監督員用空間を m ² 程度確保する。 ・ 監督員が使用できる備品として、下記のものをご期間中現場に用意し、貸与する。 ・ 保護帽 ケ ・ 雨具 着 ・ 長靴 足 ・ 安全帯 組																				
5	工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる(※有償 ・ 無償)																				
6	工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる(※有償 ・ 無償)																				
7	仮設建物等	現場事務所・倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承認を受け。																				
3	事前措置	※浄化槽・排水槽等の汚水・汚物を処理し、洗浄、消毒等を行う。(3.2.1) ※オルタナク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油を処理し、洗浄等を行う。																				
2	機器等の解体	※工事範囲内の機器類は、各機別ごとに分別解体する。(3.4.1) 設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。																				
3	基礎及び杭	杭の撤去 ※行う ・ 残置 残置または一部撤去の場合の処理 ※杭種、杭径、位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。 引き抜いた杭の処理 杭撤去跡の処理 ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ・ セメントミルク 杭の種類 ・ 連心鉄筋コンクリートくい ・ 高強度プレストレスコンクリートくい ・ 場所打ちコンクリートくい ・ 木くい ・ RCPパイプ <table border="1"> <tr> <th>建物名等</th> <th>杭径</th> <th>長さ</th> <th>本数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	建物名等	杭径	長さ	本数	備考															
建物名等	杭径	長さ	本数	備考																		
4	4 さく、照明設備等の付属物	付属物の解体 ・ 行わない ・ 行う(・ 図示) (3.10.1)																				
5	5 構内舗装等	樹木等の伐採・伐根 ・ 行わない ・ 行う(・ 図示) (3.11.1) 支障となる樹木の移植 ・ 行わない ・ 行う(・ 図示)																				
6	6 地下埋設物及び埋設配管	撤去する地下埋設物、埋設配管 ・ あり(・図示 ・) ・ なし (3.12.1)																				

7	解体後の整地	埋戻し及び盛土 ・ A種 ※B種 ・ C種 ・ D種 (標注3.2.3)(標注3.2.1)																																				
8	火気使用作業等	発生土の処理 ・ 構内指示の場所(・敷削し ・ 堆積) (標注3.2.5) ・ 構外搬出適切処理(指定制書) ・ 処分地未特定の場合、構内搬置きし契約後変更とする																																				
4	1 再資源化等	中間処理、再資源化施設 ※「追加特記6 建設廃棄物の処理」による。(4.4.1) 再資源化する建設廃棄物 ※建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ※金属類 ※資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ※資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ・ 破砕ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス 指定建設資材廃棄物としての木材の焼却(焼却) ※不可 ・ 可 再資源化して現場で利用する建設廃棄物																																				
2	2 処理に注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) ・ セッコボード(石膏含有) ・ セッコボード(土記以外) ・ CCA処理木材(クroma・銅・硫化化合物系防腐処理木材) 処理の方法 ・ 解体共仕第4章5節による。 施工に先立ち、処理計画書を作成し、監督員の承認を受けること。																																				
5	1 廃石綿等	※6 石綿含有建材の除去及び処理による。(5.4.1(1))																																				
2	PCB含有機器類	調査方法 ※製造所、製造年、型式等による調査 (5.4.1(2)) ・ 専門分析機関による微量PCB分析調査 調査対象 上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。																																				
3	PCB含有シーリング材	事前調査等 ・ 行う(下記の詳細で分析する) ・ 行わない (5.4.1(3)) 現場において「わ」を採集し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所 ※外壁目地 ・ 建具周囲目地 ・ 図示 採取箇所数 ・ 部材が異なる毎に1箇所 ・ 図示 分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。 調査範囲 ※工事範囲全て ・ 図示 調査内容 シール)使用部位及び其長さの確認 施工範囲と工事監理区分の確認 仮設計画 廃棄物等の搬出方法																																				
4	4 廃油	処理方法 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設による再生処理 (5.4.1(4))																																				
5	5 廃酸・廃アルカリ	処理方法 ・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設による再生処理 (5.4.1(5))																																				
6	6 ダイオキシン類	サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない (5.4.1(6)) <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>調査箇所</th> <th>測定方法</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> 焼却施設の解体及び処分方法 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)その他関係法令に従い、適切に処理すること。	材料名	調査箇所	測定方法																																	
材料名	調査箇所	測定方法																																				
6	1 共通	※建築物の解体等工事、石綿除去について、以下の基準を適用する。 ・ 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和6年1月31日付け 技術上の指針第25号) ・ 新石綿技術指針対応版 石綿粉じんばく露防止7.7.4 (建設業労働災害防止協会) ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底7.7.4 令和6年2月(厚生労働省、環境省)																																				
2	2 石綿粉じん濃度測定	石綿粉じん濃度測定 ・ 行う ・ 行わない [6.1.3] 測定時期、場所及び測定点 <table border="1"> <tr> <th>適用測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定箇所数(各処理作業室ごと)</th> </tr> <tr> <td>・ 測定 1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 2</td> <td>処理作業中</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・ 4方向各1点 ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 4</td> <td>測定 4</td> <td>特定「バ」入口</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 5</td> <td>測定 5</td> <td>集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)</td> <td>・ 出口吹出し風量 1m/s以下の位置各1点 ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 6</td> <td>測定 6</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・ 4方向各1点 ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 7</td> <td>測定 7</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 8</td> <td>測定 8</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・ 4方向各1点 ・ ()点</td> </tr> </table>	適用測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数(各処理作業室ごと)	・ 測定 1	処理作業前	処理作業室内	・ ()点	・ 測定 2	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	・ 4方向各1点 ・ ()点	・ 測定 3	処理作業中	処理作業室内	・ ()点	・ 測定 4	測定 4	特定「バ」入口	・ ()点	・ 測定 5	測定 5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	・ 出口吹出し風量 1m/s以下の位置各1点 ・ ()点	・ 測定 6	測定 6	施工区画周辺又は敷地境界	・ 4方向各1点 ・ ()点	・ 測定 7	測定 7	処理作業室内	・ ()点	・ 測定 8	測定 8	施工区画周辺又は敷地境界	・ 4方向各1点 ・ ()点
適用測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数(各処理作業室ごと)																																			
・ 測定 1	処理作業前	処理作業室内	・ ()点																																			
・ 測定 2	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	・ 4方向各1点 ・ ()点																																			
・ 測定 3	処理作業中	処理作業室内	・ ()点																																			
・ 測定 4	測定 4	特定「バ」入口	・ ()点																																			
・ 測定 5	測定 5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	・ 出口吹出し風量 1m/s以下の位置各1点 ・ ()点																																			
・ 測定 6	測定 6	施工区画周辺又は敷地境界	・ 4方向各1点 ・ ()点																																			
・ 測定 7	測定 7	処理作業室内	・ ()点																																			
・ 測定 8	測定 8	施工区画周辺又は敷地境界	・ 4方向各1点 ・ ()点																																			